



2024年2月6日

各位

会社名 東北電力株式会社
代表者名 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎
(コード番号 9506 東証プライム)
問合せ先 グループ戦略部門 戦略企画ユニット
マネージャー 袴田 訓史
(TEL. 022-225-2111)

託送料金の変更等に伴う電気料金の見直しについて

当社は、一般送配電事業者の送配電設備の利用料金である託送料金が、2024年4月から変更されることを踏まえ、託送料金の変動分を小売規制料金に反映することとし、本日、経済産業大臣に対し、特定小売供給約款の変更届出を行いました。

電気料金には、一般送配電事業者へ支払う託送料金が含まれており、2024年4月に実施される発電側課金制度^{*1}の導入や2023年4月に導入されたレベニューキャップ制度^{*2}に基づく収入の見通しに係る変更^{*3}により託送料金が増加することから、その変動分を2024年4月1日からの小売規制料金に反映させるものです。

なお、低圧自由料金および高圧以上の料金についても、同日より、託送料金の変動分を反映いたします。

また、高圧以上の料金については、2024年4月分より、燃料費等調整単価算定に使用する基準燃料価格・基準単価の算定諸元等を見直します^{*4}。

今回の電気料金の見直しの概要は、以下のとおりです。

【小売規制料金における電力量料金単価の引き下げ】

当社から一般送配電事業者へ支払う託送料金が減少することから、電力量料金単価を引き下げます。

これにより、家庭用のお客さまにご契約いただいている「従量電灯B」の場合、1キロワットアワーあたり0.09円の値下げとなり、モデル料金(30アンペア、260キロワットアワー/月)では24円の値下げとなります。

【低圧自由料金(東北6県および新潟県内)における電力量料金単価の引き下げ】

東北6県および新潟県内において、当社の低圧自由料金でご契約のお客さまの電気料金につきましても、小売規制料金と同様に電力量料金単価を引き下げます。

これにより、家庭用のお客さまにご契約いただいている「よりそう+eねっとバリュー」の場合、1キロワットアワーあたり0.09円の値下げとなり、モデル料金(30アンペア、260キロワットアワー/月)では24円の値下げとなります。

【高圧以上の電気料金見直し】

託送料金の変動分の反映については、小売規制料金、低圧自由料金と同様に、電力量料金単価を引き下げます。

これにより、工場等のお客さまにご契約いただいている「高圧電力S」の場合、1キロワットアワーあたり0.11円の値下げとなり、高圧電力Sのモデルケースでは、約3,000円/月の値下げとなります。

加えて、高圧以上の料金に適用している燃料費等調整については、より新しい電源構成や燃料価格等を反映するため、2023年6月1日より低圧料金に適用している燃料費等調整の基準燃料価格・基準単価等の算定諸元に合わせる見直しを行うとともに、今回の見直しにより電気料金の負担水準が変わらないよう、電力量料金単価についても見直しを行います^{※4、5}。

- ※1 発電側課金制度とは、系統を効率的に利用し、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、小売事業者が負担している送配電設備の維持・拡大に必要な費用について、発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とする制度であり、2024年度より導入されます。従来の託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴う系統増強費用（託送料金）は、エリア内の小売事業者を通じて当該エリア内の需要家のみが負担していましたが、発電側課金制度の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアで発電された電気を利用する他エリアの小売事業者（需要家）も系統増強費用を負担することになります。
- ※2 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」に基づき改正された電気事業法により、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、レジリエンス強化や再エネの主力電源化を図ることを目的に、従来の総括原価方式に代わって、新たに導入された託送料金制度。本制度では、一般送配電事業者が、国の策定する指針に基づき、一定の規制期間（第1規制期間は2023年度から2027年度の5年間）に達成すべき目標を示した事業計画を策定し、その実施に必要な費用などを見積もった収入の見通しについて、国の承認を受けたうえで、託送料金単価を設定することとなります。
- ※3 レベニューキャップ制度では、基本的に規制期間中（5年間）の託送料金は一定とすることを基本としつつ、規制期間中においても、エネルギー政策の変更等に伴って発生する外生的費用の変動分を収入の見通しに反映できる『期中調整』の仕組みが設けられているものです。東北電力ネットワークでは、2022年度追加kW・kWh公募といった安定供給に必要なエネルギー政策の変更等に伴い発生した費用や、公募等により確定した費用を収入の見通しに反映するため、収入の見通しの変更承認申請（期中調整申請）を実施し、2023年11月24日に国の承認を得るとともに、それに基づき設定した託送料金が、本年1月17日に認可されています。
- ※4 高圧以上の料金における燃料費等調整に係る諸元の見直しについては、2023年4月1日実施の実施要綱の本則の料金が適用中のお客さまが対象です。附則適用中のお客さまは契約更改後に本見直し後の料金を適用いたします。

- ※5 公表時点の最新の燃料費等調整単価の算定に使用している貿易統計価格（2023年10月～12月）に基づき算定した諸元見直し後の燃料費等調整単価を適用した場合に、燃料費等調整を含む電気料金のご負担水準が変わらないよう、電力量料金単価を見直すものです。
2024年4月以降は、見直し後の諸元に基づき算定した燃料費等調整単価を適用いたします。

以 上

(別紙) 託送料金の変更等に伴う電気料金の見直しの概要について

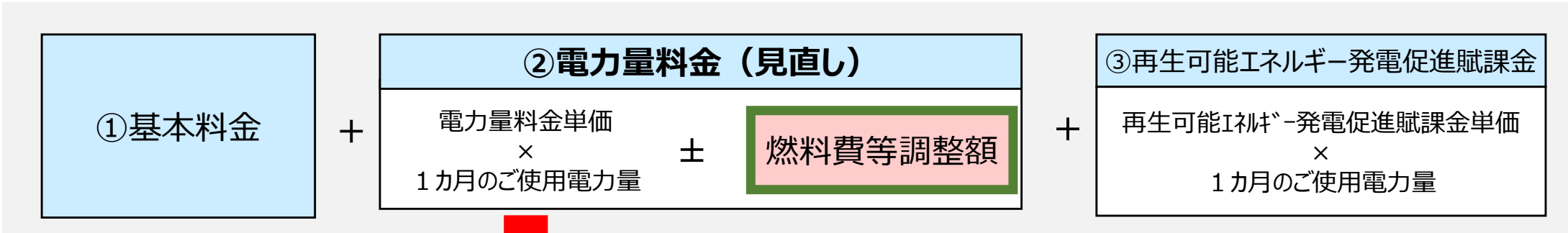
託送料金の変更等に伴う 電気料金の見直しの概要について

2024年2月6日
東北電力株式会社

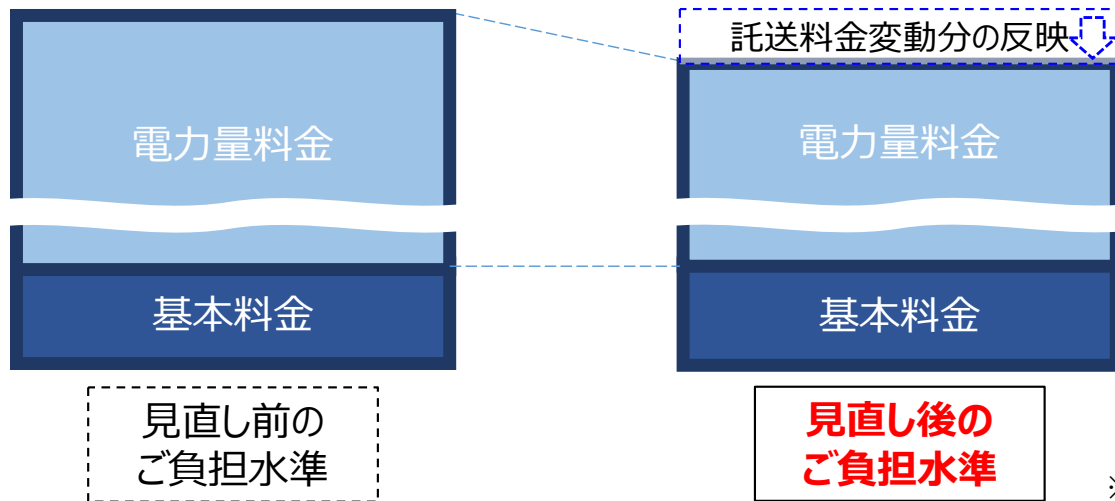
1. 電気料金の仕組み（今回の見直し対象）

- 電気料金は、契約電流などに応じてご負担いただく「①基本料金」、電気のご使用量に応じてご負担いただく「②電力量料金」、電気のご使用量に応じて国が定めた単価によりご負担いただく「③再生可能エネルギー発電促進賦課金」により構成されています。
- このたびは、発電側課金制度の導入およびレベニューキャップ期中調整に伴う託送料金の変動分について反映することとし、全ての電圧において、電力量料金のみ見直しを行います（電力量料金単価の引き下げ）。

【電気料金の仕組み】



【託送料金変動に係る料金単価の見直し※（ご負担イメージ）】



<電力量料金単価の見直し>
発電側課金・レベニューキャップ期中調整の託送料金の
変動分を反映（電力量料金単価の引き下げ）

- ◆ 当社として一般送配電事業者に支払う託送料金が減少します。
- ◆ そのため、託送料金の変動分を電力量料金単価に反映します（引き下げ）。
- ◆ 引き下げ幅はご契約されているメニュー（電圧）によって異なります。

※東北6県・新潟県内において当社とご契約のお客さまに適用する料金メニューの場合

2. 電気料金の設定について（小売規制料金の見直し内容）

- 小売規制料金について、一般的なお家庭で契約いただいている料金メニューである従量電灯Bでは、**電力量料金を1kWhあたり0.09円値下げ**いたします（基本料金の見直しはありません）。

【主な契約種別の見直し内容】

(税込)

契約種別	区分		現行単価	新単価	変動幅
従量電灯 B	基本料金(10Aあたり)		369.60円	369.60円	—
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	29.71円	29.62円	▲0.09円
		120kWhをこえ300kWhまで	36.46円	36.37円	▲0.09円
		300kWhをこえる分	40.41円	40.32円	▲0.09円
従量電灯 C	基本料金(1kVAあたり)		369.60円	369.60円	—
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	29.71円	29.62円	▲0.09円
		120kWhをこえ300kWhまで	36.46円	36.37円	▲0.09円
		300kWhをこえる分	40.41円	40.32円	▲0.09円
低圧電力	基本料金(1kWあたり)		1,300.89円	1,300.89円	—
	電力量料金 (1kWhあたり)	夏 季	27.22円	27.09円	▲0.13円
		その他季	25.77円	25.64円	▲0.13円

モデルケース	1カ月の使用量	見直し前のお支払い額	見直し後のお支払い額	影響額	変動率
従量電灯B(契約電流30A)	260kWh	7,545円	7,521円	▲24円	▲0.32%
従量電灯C(契約容量13kVA)	810kWh	28,584円	28,511円	▲73円	▲0.26%
低圧電力(契約電力6kW)	340kWh	13,256円	13,212円	▲44円	▲0.33%

※低圧電力のお支払い額には、「その他季」の電力量料金単価を適用し、力率は90%で算定しています。

※見直し前後のお支払い額には燃料費等調整額（政府による激変緩和措置 ▲3.5円/kWhを含む2024年3月分燃調単価 ▲9.99円/kWh）および再エネ賦課金（2023年5月～2024年4月分に適用される1.40円/kWh）を含む料金（実負担水準）を記載。

3. 電気料金の設定について（低圧自由化部門の見直し内容）

- 低圧自由化部門についても、小売規制料金と同様に、電力量料金単価のみ見直しいたします（基本料金の見直しはありません）。

【主な契約種別の見直し内容】

(税込)

契約種別	区分		現行単価	新単価	変動幅	
よりそう+ eねっとバリュー	基本料金(アンペアごとに設定。右記は10Aの場合)		314.60円	314.60円	—	
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	29.71円	29.62円	▲0.09円	
		120kWhをこえ300kWhまで	36.46円	36.37円	▲0.09円	
		300kWhをこえる分	40.41円	40.32円	▲0.09円	
よりそう+ ファミリーバリュー	基本料金(1kVAにつき)		369.60円	369.60円	—	
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の400kWhまで	34.16円	34.07円	▲0.09円	
		400kWhをこえる分	39.11円	39.02円	▲0.09円	
よりそう+ シーズン&タイム	基本料金(10kVAまで/主開閉器)		2,376.00円	2,376.00円	—	
	電力量料金 (1kWhあたり)	昼間 (8-22時)	夏季・冬季ピーク	52.31円	52.21円	▲0.10円
			その他季ピーク	48.39円	48.29円	▲0.10円
			オフピーク	35.90円	35.80円	▲0.10円
		夜間(22-8時)		27.99円	27.95円	▲0.04円

モデルケース	1カ月の使用量	見直し前のお支払い額	見直し後のお支払い額	影響額	変動率
よりそう+ eねっとバリュー(契約電流30A)	260kWh	7,490円	7,466円	▲24円	▲0.32%
よりそう+ファミリーバリュー(契約容量6kVA)	600kWh	18,549円	18,495円	▲54円	▲0.29%
よりそう+シーズン&タイム(契約容量10kVA)	770kWh	23,043円	22,993円	▲50円	▲0.22%

※見直し前後のお支払い額には燃料費等調整額（政府による激変緩和措置▲3.5円/kWhを含む2024年3月分燃調単価▲9.99円/kWh）および再エネ賦課金（2023年5月～2024年4月分に適用される1.40円/kWh）を含む料金（実負担水準）を記載。

4. 電気料金の設定について（高圧以上の見直し内容（1））

- 高圧以上のメニューについては、規制料金と同様に託送料金変動分を電力量料金単価に反映するとともに、より新しい電源構成や燃料価格等を反映するため、燃料費等調整に使用している算定諸元を、低圧料金と同様の諸元に合わせる見直しを行います^注。

注：今回の見直しは、2023年4月1日実施の実施要綱の本則の料金が適用中のお客さまが対象。附則適用中のお客さまは契約更改後に見直し後の料金を適用。

【見直し前後の算定諸元】

		見直し前	見直し後
基準燃料価格		85,400円/kl	83,500円/kl
基準単価 (税込)	高 圧	21銭3厘	19銭0厘
	特別高圧	20銭6厘	18銭4厘
換算係数 ($\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$)	原 油	0.0247	0.0259
	L N G	0.2573	0.2563
	石 炭	0.8912	0.8915

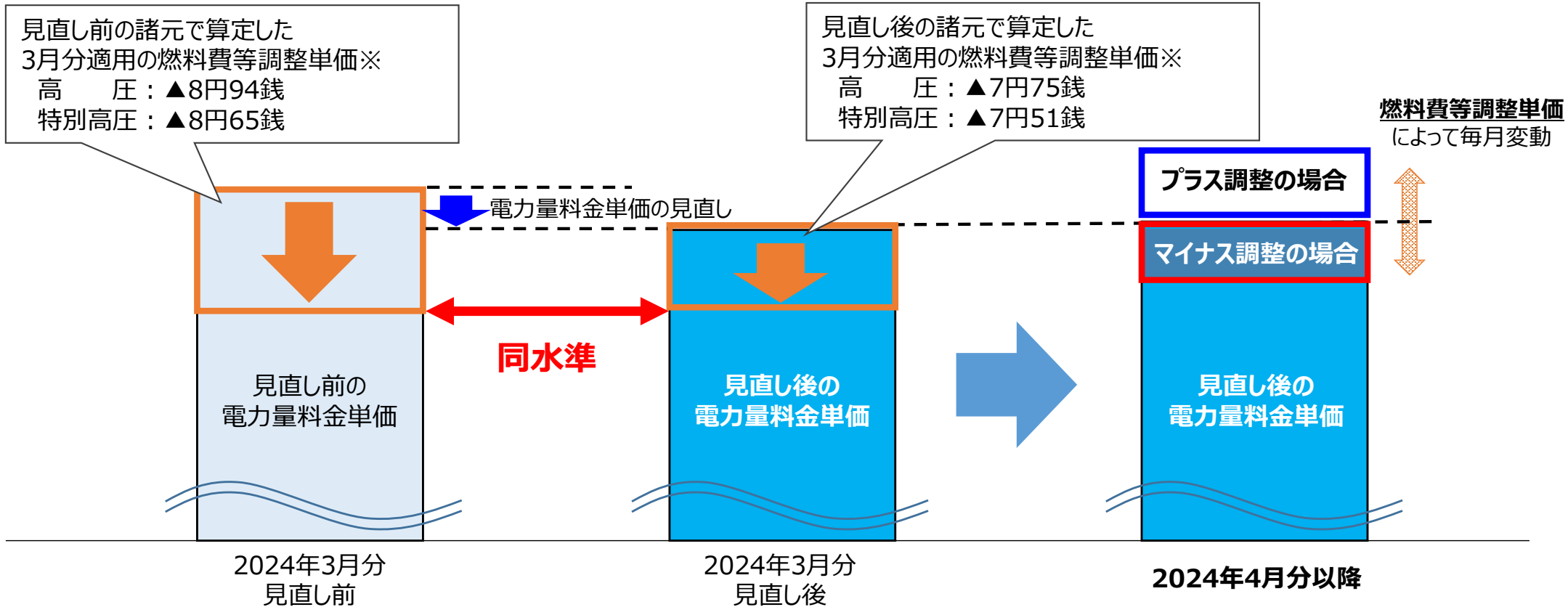
※離島ユニバーサルサービス調整および市場価格調整に係る諸元の見直しは行いません。

4. 電気料金の設定について（高圧以上の見直し内容（2））

- 燃料費等調整の算定諸元見直しを行うため、電力量料金単価についてもあわせて見直しを行います。
- 見直しの前後で、燃料費等調整単価に差異が生じることから、燃料費等調整後の電気料金の水準が変わらないよう、電力量料金単価を見直すものです注。
- 2024年4月以降は新たな諸元に基づき当該月分の燃料費等調整単価を適用し、電力量料金を計算いたします。

注：最新の貿易統計(2023年10月～12月)により算定される2024年3月分の燃料費等調整単価を用いて電力量料金を算定した場合に、お客さまのご負担が変わらないように見直し。

【見直し前後の電力量料金単価と燃料費等調整単価イメージ】



※離島ユニバーサルサービス調整および市場価格調整を含み、政府による激変緩和措置（高圧：▲1.80円/kWh）は含まない

4. 電気料金の設定について（高圧以上の見直し内容（3））

- 高圧以上の見直し後の料金単価は以下のとおりです。

【主な契約種別の見直し後の料金単価（2023.4.1実施の新料金（本則）の見直し内容）】

(税込)

契約種別	区分		現行単価	新単価	変動幅(カッコ内託送変分)
高圧電力	基本料金（1kWにつき）		2,350.70	2,350.70	0.00
	電力量料金 (円/kWh)	夏季料金	30.89	29.59	▲1.30(▲0.11)
		その他季料金	29.90	28.60	▲1.30(▲0.11)
業務用季節別 時間帯別電力	基本料金（1kWにつき）		2,031.70	2,031.70	0.00
	電力量料金 (円/kWh)	ピーク	36.80	35.42	▲1.38(▲0.19)
		夏季昼間	35.26	33.88	▲1.38(▲0.19)
		その他季昼間	34.20	32.82	▲1.38(▲0.19)
		夜間	27.64	26.45	▲1.19(0.00)
特別高圧電力B (60kV)	基本料金（1kWにつき）		2,101.00	2,101.00	0.00
	電力量料金 (円/kWh)	夏季料金	29.15	27.95	▲1.20(▲0.06)
		その他季料金	28.24	27.04	▲1.20(▲0.06)
特別高圧季節別 時間帯別電力A (60kV)	基本料金（1kWにつき）		1,969.00	1,969.00	0.00
	電力量料金 (円/kWh)	ピーク	33.13	31.88	▲1.25(▲0.11)
		夏季昼間	31.86	30.61	▲1.25(▲0.11)
		その他季昼間	30.90	29.65	▲1.25(▲0.11)
		夜間	26.32	25.18	▲1.14(0.00)

4. 電気料金の設定について（高圧以上の見直し内容（4））

- 高圧以上のお客さまの料金単価見直しによる影響額は、契約種別ごとのモデルケースでは以下のとおりです。

高圧500kW以上のお客さま

- 事務所ビル・商業施設等のお客さま（業務用季節別時間帯別電力）
 - ・ 契約電力：1,000 kW
 - ・ 月間使用電力量：270,000 kWh の場合
- 工場等のお客さま（高圧季節別時間帯別電力）
 - ・ 契約電力：1,000 kW
 - ・ 月間使用電力量：320,000 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
改定前	改定後	改定額	改定率
約765.3万円	約762.6万円	約▲2.7万円	▲0.35%

ひと月あたりの料金での比較			
改定前	改定後	改定額	改定率
約855.9万円	約852.8万円	約▲3.1万円	▲0.36%

高圧500kW未満のお客さま

- 事務所ビル・商業施設等のお客さま（業務用電力）
 - ・ 契約電力：90 kW
 - ・ 月間使用電力量：20,700 kWh の場合
- 工場等のお客さま（高圧電力S）
 - ・ 契約電力：130 kW
 - ・ 月間使用電力量：31,200 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
改定前	改定後	改定額	改定率
約62.5万円	約62.3万円	約▲0.2万円	▲0.36%

ひと月あたりの料金での比較			
改定前	改定後	改定額	改定率
約88.3万円	約88.0万円	約▲0.3万円	▲0.39%

※ 力率は100%で算定。

※ 料金には、燃料費等調整額（公表時点で最新となる2024年3月分の燃調単価（高圧_改定前:▲10.74円、改定後:▲9.55円。政府による激変緩和措置▲1.8円/kWh含む））および再エネ賦課金（2023年5月分～2024年4月分に適用される1.40円/kWh）を含む。

5. お客さまへのお知らせ方法

- 電気料金の見直し内容等については、当社ホームページ内の専用サイト等で幅広くお知らせします。
- また、自由料金のお客さまにはダイレクトメールを送付することにより変更内容をお知らせするほか、専用のフリーダイヤルを設置し、電気料金の見直し内容等に関するお客さまからのお問い合わせに対応してまいります。

<p>お知らせ方法</p>	<p>● 当社ホームページ内で今回の見直し内容をご紹介します。</p>  <p>当社サイトはこちら</p> <p>(当社ホームページ)</p> 
<p>お問い合わせへの対応</p>	<p>● 電気料金の見直し内容等に関するお客さまからのお問い合わせにつきましては、専用のフリーダイヤルにより対応してまいります。</p> <p>専用 フリーダイヤル</p> <p>0120-485-801</p> <p>平日9時～17時（土日祝日を除く）</p>